

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	1	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
見直し項目名	心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置の廃止	
見直し内容 (概要)	心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて事業用施設を取得した場合の不動産取得税及び固定資産税の軽減措置については、令和5年3月31日が適用期限となっているところ、延長の要望を行わないこととする。	
関係条文	<p>〔不動産取得税〕 地方税法附則第11条の4第1項、地方税法施行令附則第9条第1項、第2項</p> <p>〔固定資産税〕 地方税法附則第15条第4項、地方税法施行令附則第11条第5項、第6項、地方税法施行規則附則第6条第22項</p> <p>障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第21条、第22条</p>	
増収見込額	<p>[平年度] - (+2.7)</p> <p>[改正増減収額] - ()</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p>	
廃止又は縮減の理由	<p>本税制優遇措置は、障害者を多数雇用する企業等が設備投資を行う際の負担を軽減することで、障害者の雇用の維持及び促進を図ることを目的としているものであり、一定の役割を果たしたと考えているが、近年、実績が低調となっており、今後の方向性として、雇用される障害者の数だけでなく、職場定着やキャリア形成の支援の促進等、雇用の質を図っていく観点からの施策を総合的に行っていく必要があると考えられるため。なお、国税に関する同様の措置は、令和4年度税制改正で延長要望を出さず、令和3年度末で適用期間が終了している。</p>	